

市議第5号

各務原市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり、各務原市議会会議規則（昭和46年議会規則第1号）第14条の規定により提出します。

令和3年8月23日提出

提案者	各務原市議会議員	仙石 浅 善
賛成者	〃	杉 山 元 則
賛成者	〃	横山 富士雄
賛成者	〃	池 戸 一 成
賛成者	〃	足 立 孝 夫
賛成者	〃	川 瀬 勝 秀

提案理由

新庁舎に移転後、電子表決システムを導入するため、この規則を定めようとする。

各務原市議会議長 様

各務原市議会会議規則の一部を改正する規則

各務原市議会会議規則(昭和46年議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第70条の見出し中「起立」を「起立等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 第1項及び第76条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子表決システムにより表決をとることができる。
- 4 電子表決システムにより表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。ただし、表決の確定の宣告がなされた場合において、賛成又は反対のいずれのボタンも押していない者は、反対のボタンを押したものとみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。